

平成23年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成23年12月6日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 高橋秀樹君	2番 星孝道君
3番 榊原深雪君	4番 木村明雄君
5番 高道洋子君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 熊澤芳潔君
9番 井脇昌美君	10番 後藤次雄君
11番 川上初太郎君	12番 島田政典君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長職務代理者	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	渡辺俊一君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	西東文雄君
経済課長	櫻井光雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	大野雅司君
総務担当主査	山田弘幸君

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について〈P4〉

- 日程第 2 会期の決定について< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長）< P 5 >
- 日程第 4 報告第 1 8 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 報告第 1 9 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 6 報告第 2 0 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 7 報告第 2 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 8 報告第 2 2 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 9 議案第 2 3 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 5 ~ P 6 >
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 平成 2 2 年度足寄町上下水道事業会計決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 6 >
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 6 ~ P 7 >
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 7 >
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 7 >
- 日程第 1 4 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 7 >
- 日程第 1 5 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 7 ~ P 8 >
- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 8 >
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 8 >
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区整理事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 8 >
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 平成 2 2 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 8 ~ P 9 >
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 平成 2 2 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 2 年度決算審査特別委員会）< P 9 >
- 日程第 2 1 行政報告（町長・教育委員長）< P 9 ~ P 1 7 >
- 日程第 2 2 報告第 2 4 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事または製造の請負契約の締結について< P 1 7 ~ P 1 8 >
- 日程第 2 3 報告第 2 5 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事または製造の請負契約

の締結について＜ P 1 8 ＞

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 2 4 | 議案第 9 5 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について＜ P 1 8 ～ P 1 9 ＞ |
| 日程第 2 5 | 議案第 9 6 号 | 足寄町税条例等の一部を改正する条例＜ P 1 9 ～ P 2 2 ＞ |
| 日程第 2 6 | 議案第 9 7 号 | 足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例＜ P 2 2 ～ P 2 3 ＞ |
| 日程第 2 7 | 意見書案第 9 号 | 原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書＜ P 2 3 ～ P 2 4 ＞ |
| 日程第 2 8 | 意見書案第 1 0 号 | T P P 協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見書＜ P 2 4 ～ P 2 5 ＞ |

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成23年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、総合条例第177条の規定によって、1番高橋秀樹君、2番星孝道君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

○議会運営委員会委員長（高道洋子君） 昨日開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月6日から16日までの11日間とし、そのうち7日から13日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日12月6日は、最初に議長の諸般の報告を受け、次に総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会から所管事務調査の報告を受けます。

次に、平成22年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の審査となっておりました議案第72号から議案第82号までの決算認定について審査報告を受け、審議を行います。

続いて、町長、教育委員長から行政報告を受けます。

次に、報告第24号と報告第25号の報告を受けます。

次に、議案第95号、議案第96号、意見書案第9号と意見書案第10号を即決で審議いたします。

議案第97号は、提案説明を受け、質疑を行った後、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とします。

14日は、一般質問などを行います。

15日以降の審議の予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第98号から議案第103号までの補正予算案は、後日、提案説明を受け、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月16日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、7日から13日までの7日間は、休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は、休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の

提出期限は、12月8日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎ 報告第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第18号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 報告第19号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第19号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 報告第20号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第20号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 報告第21号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第21号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 報告第22号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第22号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

◎ 報告第23号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 報告第23号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

○議長（吉田敏男君） 5番 高道洋子。

○5番（高道洋子君） ただいま、この医療費の助成制度についての報告書を読ませてもらいましたが、私も平成22年9月と今年の6月の2回本会議で、この件につきまして一般質問をさせていただきましたが、この

たびの委員会での、文教厚生常任委員会での質疑の中でどのような論議がされ、質問とか議論があったのか、まず最初に伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 委員長、答弁。

3番 榊原深雪君。

○3番（榊原深雪君） 高道議員の質問にお答えいたします。

医療費助成制度につきましては、担当課で中学3年生まで医療費拡充についてあらゆることを推計された資料に基づき、委員からの意見を集約いたしました。それが報告書1ページにあるとおりでございます。

医療費助成制度の拡充につきましては、財政上の問題はあろうかと思いますが、その判断は行政にさせていただき、子育て世代の町村格差は最小限にしていくという努力が求められると考えられます。それが委員の争論でございました。

以上が委員会としての付託調査の意見とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 5番 高道洋子。

○5番（高道洋子君） 具体的な個人個人の委員さんの具体的な質疑等もお聞きしたかったのですが、委員長の今の御答弁でわかりました。

私は、この子育て世代の家計負担を軽減するためにも、中学卒業までせめて通院、入院の無料化を必要と考えているわけですが、今後とも委員会におきまして積極的なこの件に関する取り組みで実現に向け努力して、最大の努力をしていただきますよう申し上げまして質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第72号平成22年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から、日程第20 議案第82号平成22年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

これにて委員長の報告を終わります。

これより議案第72号平成22年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第72号平成22年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第72号平成22年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第73号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第73号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

◎ 議案第72号～議案第82号

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第73号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第74号平成22年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第74号平成22年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第74号平成22年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第75号平成22年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第75号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第75号平成22年度足寄町国民健康保険事業特別会計決算歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第76号平成22年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第76号平成22年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第76号平成22年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第77号平成22年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第77号平成22年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第77号平成22年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第78号平成22年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第78号平成22年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第78号平成22年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第79号平成22年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第79号平成22年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定す

ることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第79号平成22年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

これより、議案第80号平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第80号平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第80号平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第81号平成22年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第81号平成22年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定す

るものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第81号平成22年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第82号平成22年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第82号平成22年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第82号平成22年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は認定することに決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第21 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、9件の行政報告を申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、足寄町第5次総合計画の平成22年度実績、平成2

3年度実績見込み及び、平成24年度から平成26年度までの3カ年の実施計画について御報告いたします。

総合計画は、市町村のすべての計画の基本となるものであり、まちづくりの指針として足寄町が目指すまちづくりの方向や、それを実現するための施策等を定める重要な計画であり、各種事業を総合計画の方針に沿って推進しております。

これまで総合計画については、地方自治法で「市町村は、議会議決を経て、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されておりましたが、平成22年の自治法改正でこの規定が削除され、策定義務がなくなりました。

しかしながら、総合計画はまちづくりを進めていく上で必須と考えており、引き続き平成16年度に策定した足寄町第5次総合計画に基づき、毎年度実施計画の見直しを行っております。

平成22年度の事業実績は、別冊配付のとおりであります。

土地区画整理事業、まちづくり交付金、銀河ホール21地区整備事業、町道各路線の整備事業、携帯電話エリア整備事業、地デジ難視地区対策事業、公共下水道事業、小学校耐震化事業、足寄中学校屋体改築事業、中山間地域等直接支払交付金、プレミアム付商品券発行支援事業、南区コミュニティセンター整備事業、公の施設増・改築事業等を、国の平成21年度補正予算により創設された地域活性化・公共投資臨時交付金や、平成22年度補正予算により創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金、その他の補助金を活用して実施しております。

なお、実績見込みに対する実績の割合は、総事業費で99.20%とほぼ計画どおりの執行となっております。

また、平成23年度の実績見込みは別冊配付のとおりであり土地区画整理事業、旧鉄道敷地整備事業、町道各路線の整備事業、公共

下水道事業、介護療養型老人保健施設整備支援事業、足寄中学校校舎改築事業、パークゴルフ場整備事業、中山間地域等直接支払交付金、野生鳥獣対策事業、各種林業振興施策、足寄町商工会館改修支援事業、(仮称)地域交流物産館整備事業などを行っております。

なお、計画に対する事業実績見込みの割合は、平成22年度からの繰越額が多額となったこと等の理由から、総事業費で112.03%となっております。

次に、平成24年度から平成26年度までの3カ年の実施計画につきましては、去る11月21日開催の足寄町総合開発審議会に諮問をし、審議をいただいた結果、別冊実施計画のとおり答申をいただいたところであります。

概要を申し上げますと、3か年の合計で、総事業費が86億2,172万3,000円となっております。財源内訳であります。国庫支出金28億3,251万2,000円、道支出金2億7,844万5,000円、地方債27億1,630万円、その他財源9億258万円、一般財源18億9,188万6,000円となっております。

主な事業といたしましては、土地区画整理事業として6億3,925万3,000円、まちづくり交付金事業足寄中央地区として1億4,300万円、豊栄橋橋梁工事として6億649万1,000円、地デジ難視地区対策事業として9億7,209万円を計上しております。なお、地デジ難視地区対策事業につきましては、後ほど詳しく説明をさせていただきます。

続いて、公営住宅建設事業(仮称)新団地建設工事として2億7,500万円、公共下水道事業として4億1,400万円、介護療養型老人保健施設整備支援事業として6,789万円、高齢者複合施設整備事業として3億4,018万5,000円、人工透析病棟新築事業として2億2,159万3,000円、足寄中学校校舎改築事業として12億3,546万8,000円を計上しております。

なお、このうち校舎建物改築等の国庫補助金が、11月21日に成立した国の第3次補正予算から交付される予定となっておりますが、詳細については、後ほど教育委員会委員長から行政報告を行いますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、足寄弾薬支処周辺農業用施設設置助成事業として1億2,673万6,000円を計上し、農協が事業主体となり24年度に農機具格納庫整備、25年度にしいたけ栽培施設整備を計画しております。

また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金として、農協が計画している山菜加工施設整備に5,000万円の支援を予定しているほか、パークゴルフ場整備事業として4,800万円、里見が丘公園公衆便所水洗化事業として6,000万円、その他林業や商工業の振興策、国際交流の推進などの事業も計画をしております。

国・地方共に厳しい財政状況が続いており、今後におきましても一層行財政の簡素効率化を推し進め、国や北海道からの補助金、有利な地方債を活用し、状況を的確に見極めながら最小の経費で最大の効果となるよう、柔軟な考えを持って計画を進めていかなければならないものと考えておりますので、町民の皆様御理解と議会の皆様御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

次に、自律プランの見直しについて報告をいたします。

足寄町自律プランにつきましては、協働のまちづくり、産業の振興、財政の健全化の3項目を柱に自助、共助、公助の精神で、自律した足寄町の住民自治を築き上げる指針になるものとして、平成17年3月に策定をし、町民の皆様と相互理解を深めて協力をしながら、自律プランに沿ってまちづくりを進めてまいりました。

自律プラン策定当時は、国と同様に市町村も非常に厳しい財政状況に陥っていたことから、基金取り崩しによる綱渡り的な財政運営を覚悟しておりましたが、幸い、地方交付税の削減額

が見込みよりも少なかったなど、当初計画を上回る歳入の確保ができ、子どもセンター、役場庁舎、公営住宅、小中学校の耐震化や改築といった大型事業のほか、当初計画では財源的に実施困難と考えていた各種基盤整備事業を推進することができ、町債残高の実質的な減少と基金残高の増加という、良い意味での想定外の財政運営を進めることができいております。

自律プラン策定から6年半経過しましたが、策定当時の危機的と思われた財政状況と比べ、実質公債費比率等の財政健全化判断比率が改善されており、財政状況はよい方向に進んでおります。

6年前と比べると、住民ニーズや本町を取り巻く環境が大きく変化しており、行政組織や行政サービスの推進等に関して、必要な修正を行うべきものと考え、このたび自律プランの見直しを行いましたので、報告を申し上げます。

見直しを行った自律プラン、平成23年度一部変更につきましては、別冊のとおりでございますが、見直し内容がわかる見え消し版をあわせて配布させていただいております。

なお、平成18年3月に特殊勤務手当、公園の公衆トイレ、及び第三セクター見直しに関する項目の追加を、平成20年3月、平成22年2月、平成23年3月に財政推計の見直しを行っております。

今回の自律プラン見直しの主な内容についてですが、協働のまちづくり、産業の振興、財政の健全化の3項目を柱に町民と行政が一体となり自律したまちづくりを進めるという基本方針に変更はありません。

産業の振興に関しては、近年の社会経済情勢等を踏まえた内容の見直しを行うとともに、本町の豊富なバイオマス資源等を活用した新産業の創出を目指すために新エネルギー産業の振興を主要な推進項目として見直しを行いました。

また、財政健全化のための見直しの中にある職員数の縮減につきましては、退職者数の5分の1を新規採用し、平成16年度に167名おりました普通会計職員が、平成22年度には1

33名となり、20%以上の削減率で計画どおり職員削減を行うとともに、室や担当の統合等の機構改革を行ってきました。

しかしながら、減ることのない事務量を少ない人員でカバーするため、専門知識より広く浅い知識が必要となり、さらに業務に精通しているベテラン職員が大幅に減り、年齢構成のゆがみや、これまで引き継がれてきた知識や技術が伝わりづらくなるなど、行政サービスの質の低下や、恒常的に残業している職員がいる等の弊害の拡大が懸念されるため、平成23年度からは現在の職員数を維持することを基本とした退職者の補充を行うとともに、新たな行政サービスを展開する場合は、弾力的に必要な人員を新規採用するという内容に見直しを行いました。

事務事業の再構築の中に事業評価システムの構築がありますが、先進自治体のシステムを参考に試行を行いましたが、作業量が多い割に導入効果が乏しい結果となったことから、本町のような小規模自治体に適した事業評価のあり方について、引き続き調査検討を進めていくという内容に見直しをしております。

投資的経費、普通建設事業の計画的な執行についてであります。ハード事業からソフト事業への転換を図り、投資的経費は段階的に抑制を図るという内容から、引き続き、必要な基盤整備事業を計画的に進めていきますという内容に見直しを行いました。

財政推計につきましては、平成20年3月、平成22年3月、そして平成23年3月と3度の見直しを行い、議会報告をさせていただいておりますが、今回の財政推計の対比は平成17年3月の当初推計との比較で御説明させていただきます。

財政推計の見直しのポイントといたしましては、一つ目に平成17から22年度までの推計額を決算額に修正。2点目として、平成23年度を決算見込額、これは9月補正後の予算をベースに修正。3点目といたしまして、平成23年度末基金残高を9月補正後の見込額に修正。4点目として、平成24年度以降は、平成23年度決算見込額を基本に推計。5点目に、

平成24から26年度の投資的事業にかかわる歳入・歳出額は第5次総合計画実施計画、これは平成23年11月現在の額に変更等となっております。

本町の歳入の45%程度を占める地方交付税については、近年の情勢を踏まえ、前年度比2%の減としております。

推計の結果、平成24年度から26年度の3年間は、第5次総合計画に基づき大型事業を積極的に推進することにより、単年度歳入歳出差引きで、平成24年度が1億8,300万円、25年度が3億6,500万円、26年度が3億800万円のマイナスとなることから、これまで温存してきた基金を取り崩して使用することとしております。

平成22年度末の普通会計基金残高がふるさと銀河線跡地活用等振興基金を含め、46億2,300万円あり、今後3か年のマイナス分を補てんしても、平成26年度末には38億200万円が残るものと推計しております。

平成26年度末普通会計の基金残高につきましては、当初推計の8億4,000万円に対して、38億200万円となり、平成26年度末公債費残高につきましては、当初推計の68億9,000万円に対して、102億1,000万円になると推計しております。

平成26年度末公債費残高の当初推計額と今回推計額の差額が33億2,000万円となっておりますが、これについては、臨時財政対策債は地方交付税制度改正による減収を補う地方債で、各年度の償還額の全額が普通交付税で補てんされる仕組みとなっていることから、平成17年の自律プラン策定時に歳入の地方債には計上していたものの、公債費残高には反映をさせておりませんでしたので、公債費残高の内訳を明確にするために、臨時財政対策債公債費残高を別枠で掲載しております。

また、基金の欄に銀河線跡地活用等基金残高を新たに設けておりますが、これは平成19年度にふるさと銀河線鉄道施設の撤去費用に相当する額の補償費と鉄道跡地の活用・管理等の事業に要する費用等を足寄町ふるさと銀河線跡地

活用等振興基金として積み立てをしているものであります。

国・地方の財政状況は依然として厳しく、地方交付税等の先行きも不透明な状況ではありますが、引き続き、安定した行財政運営を進め、行政サービスの維持・向上を図っていくために、協働のまちづくりを進め、改革・改善の努力を継続し、簡素で効率的な行財政運営に努めなければならないものと考えておりますので、町議会の皆様の御理解をお願いし、報告といたします。

次に、地上デジタル放送の難視地区対策についてでございます。

町内の地上デジタル放送の難視地区対策につきましては、平成22年7月開催第4回臨時会と平成22年12月開催第4回定例会での行政報告、さらに本年6月開催第2回定例会における一般質問に対する回答で御報告をさせていただいておりますが、現在、総務省北海道総合通信局、NHKや民間放送事業者とともに、広大な中山間地域に住宅が散在している足寄町に適した難視世帯の解消策について、難視世帯1軒1軒の対応方法についての再検討を進めており、その進行状況につきまして御報告いたします。

現在、地デジ難視世帯は、暫定衛星放送によりNHK2波と日本テレビ、TBS、フジテレビジョン、テレビ朝日の民放キー局の地上デジタル放送を視聴していただいておりますが、暫定衛星放送が終了する平成27年3月末までに、国・放送事業者・自治体で協力して抜本的な対策を講じることとしていただいております。

現在本町で考えている難視対策の基本的な考えは、本年10月に支援制度の拡充があった高性能アンテナ対策による対応が可能な世帯については、先行して高性能アンテナ対策を進め、高性能アンテナ対策での対応が不可能な世帯にあつては、町が無線または有線共聴施設を整備するというものであります。

具体的な検討内容は、放送事業者及び北海道総合通信局とともに各難視世帯について、高性

能アンテナ対策、無線共聴施設対応、有線共聴施設対応のどの方法が最適か、各難視世帯から直近の受信点や隣家、予定している幹線伝送路までの距離等のデータをもとに、事業費、町負担、維持経費等について大馬かな設計と積算を行っているところであります。

これまでご説明した内容では、本町の難視世帯220世帯の難視を解消するためには、総事業費がおよそ10億5,800万円で、3分の2の国庫補助があることから、残りの約3億5,300万円が町負担となり、その全額を過疎債で賄う必要があると考えており、公債費残高の増加や実質公債費比率の上昇等を招くことから、町主体による整備は財政的に非常に厳しい状況との御説明をしてきました。

しかしながら、来年度に地デジ難視地区対策の国庫補助制度拡充が予定されており、この制度拡充が平成24年度の改正で最後になるのではないかとの情報があり、また、事業規模が大きいため、来年度から2か年での整備を計画いたしました。

総合計画の事業概要は、これまで対応が必要と考えられた220世帯から、本年10月現在で高性能アンテナ対策による対応が可能と考えられた11世帯を除いた209世帯について、24年度と25年度の2カ年で札幌や帯広放送局から地上波で発信される地域の情報が視聴できるよう、無線もしくは有線共聴施設を整備したいと考えており、2カ年の総事業費合計で9億7,209万円を計上をいたしました。

今回計上している事業費は、平成22年度に実施した難視地区の調査結果に基づき積算したものであり、この1年間で電波法を始めとした放送制度や、国、NHKの補助制度や支援策、そして送信機器の技術革新等、地デジ整備に必要なハード・ソフトが目まぐるしく変わっており、また、町費を伴わない高性能アンテナ対策対象世帯が増加する予定であることから、整備内容や整備事業費が大幅に変わる可能性が高く、また、状況によっては、翌年度への繰り下げ等を行う可能性もあるということを御理解いただきたいと存じます。

また、有線共聴施設の幹線伝送路は、光ケーブルを敷設することから、将来的に携帯電話や高速インターネットでの活用ができるよう、補助制度上可能であれば、多芯の光ケーブルの敷設を行いたいと考えております。

地上テレビ放送のデジタル化は国の責任のもと推進しているものであることから、都市と過疎地域との情報格差が生ずることのないよう、また、維持経費を含めた新たな市町村負担が生ずることがないように、町村会や十勝圏活性化推進期成会などを通して国や放送事業者などの関係機関に要望するとともに、さらに国会議員や北海道議会議員にも難視対策の充実を要望しているところでありますが、地上デジタルテレビ放送の難視地区の解消に向け、引き続き努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、ふるさと銀河線代替バス、帯広陸別線対策について報告を申し上げます。

平成18年4月に廃止となったふるさと銀河線の代替バスである十勝バス帯広陸別線は、現在、平日往復9便、土曜・日曜・祝日には往復7便が運行されておりますが、沿線町の過疎化と少子高齢化の進行により赤字運行を余儀なくされ、国のバス運行対策費補助金及び北海道の生活交通路線維持対策事業費補助金の交付を受け、運行体制を維持してきました。

しかしながら、バス事業者の平成22年度期、平成21年10月から平成22年9月の決算において、赤字額が国・道の補助限度額を上回ることとなりました。

この間、十勝地域生活交通確保対策協議会及び帯広陸別線沿線自治体ブロック会議において、赤字補填を沿線6市町で行い現行の運行体制を継続することの合意形成が図られており、本町では昨年12月の第4回定例会において議決をいただき、バス事業者に231万2,000円の補助金を交付しているところであります。

今般、バス事業者の平成23年度期、平成22年10月から平成23年9月の決算が明らかとなり、平成23年度期においても赤字額が

国・道の補助限度額を上回るとともに、平均乗車密度が5人を下回ったことによる補助金カットが発生することとなりました。

なお、補助金カット額分についても沿線市町が負担することとなりますが、補助金カット額分を除く沿線市町の負担額の80%は特別交付税で措置されることとなっております。

また、平成23年度期の決算をもとにしたのは平成24年度以降の運行予測につきましても、国・道の補助金カット基準である平均乗車密度5人を下回ることが想定されておりますが、国・道の補助制度の変更により、2年度前の決算数値をもとに補助金が算定されることとなったために、平均乗車密度が5人を上回ることとなり、平成24年度期につきましても、補助金のカットは発生しないこととなります。しかし、2年度前の決算数値をもとに国・道の補助金を算定することから、平成24年度の実際の赤字額との差額を沿線市町で負担する予定をしております。

本町においては、通学定期運賃差額補助を行い、帯広陸別線の利用促進に努めてきたところですが、今後につきましても過疎地域における公共交通機関の必要性と維持対策は、町民生活に欠くことのできない生活基盤でありますことから、関係機関及び沿線市町と連携を図り、町民の皆様及び議会の皆様の御理解と御協力も賜りながら、生活交通路線の確保に向け努力してまいります。

なお、所要とする経費につきましては、今議会に補正予算として提案させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願いを申し上げます。

次に、東日本大震災に係かかわる本町の対応についてでございます。

3月11日に発生した東日本大震災にかかわる本町の被災地支援等の対応状況につきましては、5月開催の第3回臨時会、さらに6月開催の第2回定例会で御報告をさせていただきましたが、その後の状況等について御報告いたします。

J Aあしよろと町の協同で、福島第1原発事

故で被害を受けている福島県酪農業協同組合、J A全農福島、福島県小野町地区酪農協の酪農家を支援するために6月までに合計236個の牧草ロールを福島県に搬送いたしました。

7月下旬には、福島県酪農業協同組合等への牧草ロール支援を引き続き行う必要があると考え、J Aあしよろ新津組合長とともに田中副町長と担当職員が、福島県酪農業協同組合やJ A全農福島、福島原発の計画的避難地域から引越しをした酪農家などを訪問して、現地の状況把握と今後のより効果的な支援方法等について協議を行いました。

その後、足寄町産の良質な牧草ロールを有償でよいので、引き続き提供いただきたいとの依頼が福島県酪農業協同組合外2団体からあり、輸入飼料とほぼ同価格で組合員が購入できるよう、牧草ロール約1,000個の福島県までの輸送費を足寄町が支援することとし、現在、J Aあしよろを通じて牧草ロールを提供しているところであります。

また、岩手県山田町の沼崎町長から、震災瓦れき等を原料としたペレット工場建設を早期に進めたいので、山田町がペレット工場建設の適地であるか、また、建設をする場合のノウハウ等について御教示願いたいとの依頼があったことから、7月の福島県訪問にあわせて田中副町長外担当職員が山田町を訪問し、山田町の瓦れきや木材産出量の状況等をお聞きして、山田町でペレット工場を建設する際に必要な助言を行い、今後依頼があれば担当職員の派遣、その他の支援を行いたいと伝えてきたところでございます。

その後、山田町から全国町村会を通じて樹脂製雪かきスコップ及びスノーダンプ提供の支援要請があったことから、樹脂製雪かき用スコップ等の支援を予定をしております。

義援金につきましては、3月中旬から9月末日まで役場、町民センター、国保病院、子どもセンター、商工会加盟事業所やJ Aあしよろ関連事業所等に募金箱を設置し、日本赤十字社足寄町分区及び共同募金会におよそ1,615万円の善意が集まりました。

9月末で募金箱の設置は終了しましたが、役場福祉課が日本赤十字社足寄町分区の窓口として、社会福祉協議会が共同募金会の窓口として、来年3月まで募集を行っております。

次に人的支援の関係であります。職員派遣については、消防職員2名を3月下旬と4月中旬に宮城県石巻市へそれぞれ約1週間の派遣を行い、さらに自治労足寄町職員労働組合と協調して2名の職員を5月下旬に岩手県山田町へ10日間派遣した旨、報告をしていましたが、その後、本町が加盟している福祉自治体ユニットを通じて、宮城県岩沼市から事務職員の派遣要請があったことから、福祉課職員1名を7月中旬から1カ月派遣いたしました。

また、全国町村会などが被災自治体への職員派遣に関しての調整を行っており、本町からの職員派遣が可能と全国町村会に報告をしておりましたが、このたび福島県庁を通じて福島県矢吹町から、下水道の災害復旧工事にかかわる調査設計と施工管理業務ができる技術職員の派遣要請があり、建設課職員1名を来年1月中旬から2カ月間、矢吹町に派遣を行う予定としております。

なお、職員派遣旅費や牧草ロール輸送費などの被災地支援の予算につきましては、6月定例会で補正をさせていただいた東日本大震災支援対策費予算内での執行を予定しております。

今後も、国や被災地からの要請に積極的に応じるとともに、情報収集に努め、出来る限りの支援を申し出たいと考えており、引き続き御理解を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

次に、消防の広域化についてでございます。

消防の広域化につきましては、本年第1回定例会、さらに第2回定例会におきまして、「(仮称)十勝圏広域消防運営計画(素案)」などを配布して、広域化の検討状況や平成25年1月1日の広域化実施を目指したスケジュール等について御報告しておりましたが、11月25日に開催された十勝圏複合事務組合議員協議会におきまして、平成25年1月1日の広域化実施の先送りが決定されましたので、その内

容について御報告いたします。

十勝圏における消防広域化につきましては、これまで19市町村で広域化後の消防体制のあり方等にかかわる協議を行ってきたところであり、現時点で整理すべき課題が協議中であることから、当初想定していた平成25年1月1日スタートのために必要な関係規約の12月議会提案を見送ることいたしました。

今後も、消防救急無線のデジタル化や消防指令センターの整備時期も視野に入れ、広域化時点までに整理する課題及び広域化後に整理する課題などについて共通認識を図りながら、住民サービスの向上と財政健全化のために、引き続きオール十勝により消防広域化の早期実現を目指し、十分な協議、検討を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。

次に、足寄町へき地保育所の通年開設への移行について御報告いたします。

へき地保育所の開設期間については、かねてより一部保護者から通年開設の要望が寄せられていたところですが、平成21年11月2日付けで保護者の総意として三地域のへき地保育所運営委員長連名による通年開設に向けた要望書」が提出され、これまでの間、三地域の運営委員会と協議・検討を重ね、合意が得られたことから、平成24年4月より、へき地保育所の開設期間を通年開設に移行することにいたしました。

へき地保育所は、足寄町へき地保育所条例に基づき保育を要する幼児の福祉増進を図ることを目的に、原則として4月1日から12月30日まで9カ月間開設の季節保育として螺湾・芽登・上利別の3地域に、へき地保育所を開設しております。

へき地保育所の運営は、各地域の保育所入所児童の保護者により組織される、へき地保育所運営委員会に運営を委託しておりますが、へき地保育所の運営状況は、保育料として各運営委員会で定める月額5,000円から7,000円の運営委員会費と臨時教材経費を徴収して、児童に要する直接経費を賄い、町は保護者負担金

として町保育料月額1,050円を徴収し、一定の運営費委託料を支出するとともに各保育所に保育士2名を配置する中で保育所運営が実施されております。

さらに、各運営委員会においては地域事情を考慮し、毎年、条例に定める開設期間を超える冬期間については保護者から月1万5,000円の保育料を徴収し、町に保育士賃金相当分の補助金交付申請を行い、助成を受ける中で独自の保育所運営を行っている実情にあります。

平成22年度以降、三地域の運営委員会と合同協議を重ね開設期間は通年とする、運営主体は町とする、保育料は定額で月額9,000円とする、運営委員会は、その実態を保護者会として存続する、地域性を確保する等を基本事項として合意がされ、現在細部の調整中にあります。

現在、螺湾保育所14名、芽登保育所13名、上利別保育所12名の合計39名の2歳から5歳までの児童を保育中にありますが、各地域における出生者数の推移を見ると、平成24・25年度において40名を超える入所児童数が見込まれており、この機に、へき地保育所運営委員会との協働により通年開設に移行することで、町内全体の子育て支援の充実に努めていく考えにあります。

なお、足寄町へき地保育所の通年開設への移行に伴い、足寄町へき地保育所条例の一部改正について今定例会に御提案しておりますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

次に、国有林野事業との森林の保全・整備に関する協定の締結についてでございます。

11月1日に本町と十勝東部森林管理署が、森林の保全・整備に関する協定を締結しましたので御報告をいたします。

まず、本協定は、国の森林・林業再生プランを受けて、それぞれ個別に整備、管理していた町有林野と国有林野が連携し、森林整備事業を行うことで、森林作業等の効率的かつ低コスト化を目指し、森林の持つ多様な機能をより一層発揮させることを目的としております。

次に、本協定の範囲は、川向地区町有林417ヘクタールと隣接する稲牛地区国有林1,043ヘクタールを森林共同施業団地に設定し、当面は、森林作業に欠かせない路網等の一体的整備の調査、検討を行っていく予定であります。

なお、本協定の期間は、森林法により策定した森林整備計画期間である平成26年3月31日までとしております。

この協定の取り組みを通じ、将来的には国有林及び町有林、一般民有林も含む団地化、さらには町有林と一般民有林の団地化による作業の効率化を図り、森林・林業・林産業の発展につなげていく考えでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

次に、土地区画整理事業に係る損害賠償請求事件の現状についてでございます。

平成23年6月24日、第2回定例会において、土地区画整理事業に係る損害賠償請求事件について御報告させていただいたところでありますが、9月5日午前10時より、釧路地方裁判所帯広支部におきまして第1回口頭弁論、10月17日、午前11時より第1回電話会議が開催されましたので、御報告いたします。

まず、第1回口頭弁論においては、被告株式会社木村建設、被告足寄町及び被告北海道の原告訴状に対する答弁書の陳述を行い、次回は電話会議とし期日を10月17日、午前11時開廷が言い渡され閉廷しました。

被告側答弁書は、北海道、株式会社木村建設と足寄町共同の答弁書として提出し、北海道の答弁書において、本件建物2棟は建築基準法制定前に建築された既存不適格建築物の移転であることから、同法の構造規定などの適用を受けることなく適法であることから請求棄却を求め、株式会社木村建設と足寄町共同の答弁書では、原告の同法違反との主張に対しては北海道の答弁書のとおりとし、原告が主張する直接施行後、建物の瑕疵等については、裁判所の争点整理上、具体的認否が必要であれば認否を行う予定であるとして、具体的な認否を留保して請

求棄却を求めました。

次に、10月17日開催の電話会議においては、原告代理人弁護士、被告北海道代理人弁護士と電話による同時会話により進められ、被告側答弁書に対する原告側準備書面の陳述がなされ、次回開催を12月19日、午後3時開廷が言い渡され閉会をいたしました。

原告準備書面では、既存不適格建築物であることは認めるが、移転前建物と異なる場所に移転されていることから移転ではなく新築もしくは増築となり、同法の適用を受けるため違反建築物である旨の主張がなされ、裁判官から被告株式会社木村建設及び足寄町に対し、答弁書において留保した部分の認否及び反論を、被告北海道には原告準備書面に対する反論を12月5日までに書面で提出を行うように指示があり、昨日5日付で書面の提出を行ったところでございます。

以上、損害賠償請求事件の現状についての報告とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長 星崎隆雄君。

○教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告を行います。

足寄中学校校舎改築事業について。

足寄町第5次総合計画の平成22年度実績、平成23年度実績見込み及び実施計画、平成24から26年度について、町長の行政報告においても報告しておりますが、足寄中学校校舎改築事業について御報告いたします。

町内学校施設の耐震化は中学校校舎を残すの

みとなっております、耐力度調査の結果、耐震性のある昭和60年度建設の二線校舎863平方メートルを除く、一線校舎や家庭科・技術科教室などの特別教室、職員室などの2,817平米について、現地建て替えによる耐震改築工事に向け、6月開催の第2回定例会で実施設計予算について議決をいただいたところです。建設工事は平成24・25年度の2カ年間の国庫補助、学校施設環境改善交付金事業を活用し実施する予定となっておりますが、国の東日本大震災・原子力災害の本格的な復興予算とした平成23年度第3次補正予算において、全国的に緊急に実施する防災・減災事業として学校施設環境改善交付金事業が含まれ、地方財政措置が行われることなどから、文部科学省では平成24年度建設計画の平成23年度前倒し実施調査を行い、積極的な前倒し実施を求めています。

本町においても平成24・25年度に建設を計画しております足寄中学校校舎改築事業について、早期の対応を図るため、国の平成23年度第3次補正予算での前倒し実施の希望を提出したところであります。

今後、12月中に平成23年度第3次補正での前倒し実施に係る学校施設環境改善交付金事業申請及び内定が予定されており、交付金事業の内定後、補正予算を計上し、御審議をいただく予定となっております。

以上、足寄中学校校舎改築事業についての御理解を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

◎ 報告第24号

○議長（吉田敏男君） 日程第22 報告第24号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

総務課長 渡辺俊一君。

○総務課長（渡辺俊一君） ただいま、議案となりました報告第24号予定価格1,000

0万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申しあげます。

足寄町議会総合条例第12条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

9月1日から11月30日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第2項第1号により報告する工事または製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり11件でございます。

なお、括弧書きにつきましては変更後の契約の内容となっております。

以上のとおり御報告申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 報告第25号

○議長（吉田敏男君） 日程第23 報告第25号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 南岡雄二君。

○建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました、報告第25号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第2項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成23年9月1日から11月30日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第2項

第2号により、報告する工事または製造の請負は4ページにございます別紙のとおり、上水道軽装掃除更新工事の1件でございます。

契約の名称、技工の場所、契約の金額、契約の方法、契約の相手方、締結年月日、契約の期間は記載のとおりでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

◎ 議案第95号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 議案第95号人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の御説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第95号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄郡足寄町西町7丁目3番地37、小林雅子氏。昭和36年12月10日生まれでございます。

提案理由につきましては、前任者が任期満了に伴う新任候補者推薦のためでございます。

なお、小林氏の略歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

よろしく御審議賜りますよう申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから議案第95号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

原案による者を適任と認めることにしたいと思いますが、これに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第95号人権擁護委員候補者の推薦の件については、原案による者を適任とすることに決定をいたしました。

◎ 議案第96号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第96号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の御説明を求めます。

住民課長 西東文雄君。

○住民課長（西東文雄君） ただいま議題となりました議案第96号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律。

地方税法施工例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成23年6月30日にそれぞれ公布され、原則として同日から施行されたことから、本条例の改正を行うものであります。

次に、今回の地方税法の改正の主な内容について御説明申し上げます。

今回の地方税法の改正は、平成23年度税制改正において、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備をはかる観点から地方税法の改正を行おうとするものです。

1点目は、寄付金全額控除の適応下限額を2,000円に引き下げるものであります。

2点目は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の見直しを行うものです。

3点目は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率の適応期限の延長と、非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得の課税の特例措置の延長を行うもの。

4点目は、地方税における租税罰則の見直しを行うもの。

以上の4点が主な改正の内容です。

この改正を受けて、本庁の税条例の改正内容について御説明申し上げます。

本条例の改正は、条例の構成として第1条は、足寄町条例の一部を改正するもの。第2条は、足寄町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第13号の一部を改正するもの）。第3条は、足寄町税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第14号の一部を改正するもの）です。

次に、提案の各条項の説明は省略をさせていただきます。条例の改正の主な内容について御説明をさせていただきます。

足寄町税条例の一部を改正する条例。

足寄町税条例の一部を次のように改正する。

第1条の関係につきましては、第26条、第36条の4、第53条の10、第65条、第75条、第88条、第107条、第133条、第151条。

これの改正につきましては、租税罰則の改正で、税の不申告、申告書の不提出について租税罰則の過料等の罰則を3万円から10万円に引き上げる改正です。

次に、第34条の7及び附則第7条の4。この改正につきましては、平成24年度から個人の町民税に係る寄附金税制について、寄附金税額控除の適応の下限額を5,000円から2,000円に引き下げる措置を講じるものです。

次に、第100条の2、第105条の2及び第139条の2。この改正につきましては、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税のそれぞれの不申告に関する過料等の租税罰則を新設をするものです。

次に、附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象牛の売却頭数要件の上限を、現行の年間2,000頭から1,500頭を超える場合に改めまして、その超える部分の所得について免税対象外とする見直しを行い、適応期限を平成27年度まで3年間延長をするものです。

次に、附則第10条の2、附則第16条の3、附則第16条の4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条の2、附則第20条の4及び別表の改正につきましては、本法令改正に伴う引用している法令条項と字句の整理をするものです。

次に、第2条足寄町税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の関係につきましては、附則第2条第6項につきましては、法改正に伴う引用する該当条項及び字句の整理。同条の第10項につきましては、上場株式等の配当所得に対する3%軽減税率の特例。同じく第17項は、個人に対して支払われる上場株式等の配当等に係る配当割の3%軽減税率の特例。同じく第22項につきましては、個人に対して支払われる条約適用利子配当、これの3%軽減税率の特例で、それぞれ平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の特例を、平成25年12月31日まで2年間、延長をする改正であります。

次に、第3条足寄町税条例の一部を改正す

る条例（平成22年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の関係につきましては、非課税口座の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、施行日を2年間延長をし、平成27年1月1日とする改正であります。

次に、附則につきましては、第1条でこの条例は公布の日から施行、適用するとし、ただし附則第1条第1号及び第2号は、それぞれ定められた日から適応するとするものです。

同条の第1号につきましては、租税罰則の見直しと追加及び附則の第5条、これは公布の日から起算して2カ月を経過した日とし、同条の第2号につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、及び附則第2条第3項、これは平成25年1月1日から適用するとするものです。

同条第3号につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行日とするものです。

次に、附則の第2条につきましては、この条例の改正に伴う町民税に関する経過措置について。附則の第3条につきましては、この条例の改正に伴う固定資産税に関する経過措置について。附則第4条につきましては、この条例の改正に伴う施行日から、平成23年12月31日までの経過措置について。次に、附則第5条につきましては、この条例の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置について、それぞれ規定をするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、9ページから18ページに新旧対照表を添付してありますので、御参照をお願いします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

○議長（吉田敏男君） 7番 田利正文君。

○7番（田利正文君） 今の説明を受けましたが、私にとっては非常にわかりにくい。正直に言えば、わからないと言った方が早いのでしょうかけれども、2点ほどお聞きしたいと思います。

一つは、もちろん国が決めた法律ですから、どうのこうのというふうにはならないのだと思いますが、なぜこの罰則強化をしたのかという問題ですね。

それからもう一つは、正確にどこの部分で言ったのか読み取れなかったのですが、多分後ろのところの17ページのところにある株式の配当所得の金額を100分の1.8にというところに当たるのかなと思うのですが、上場株式の配当益の減額処置と言ったのでしょうか、そのことについて2点についてもう少しわかりやすく、プロがプロに説明するのではなく、プロが素人に説明するように説明して欲しいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

1時再開といたしたいと思います。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁から始めます。

答弁、住民課長。

○住民課長（西東文雄君） 時間をとらせてしまいまして、申しわけありません。

先ほどの田利議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第1点目、罰則強化に関する御質問ですが、これにつきましては故意に申告書等を提出せず、税を逃れようとする行為を抑止しまして、課税の適正化と税の公平性の確保それと、税制の信頼を確保すること、これらを目的として今回改正をするものであると思

います。

過料罰金の金額の変更につきましては、法の改正が平成25年以降、これまで改正をされてこなかったということもございます。

次に、2点目ですけれども、御質問の答えからちょっとずれるかもしれませんが、上場株式の関係での御質問でした。

それで、現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る現行10%軽減税率、所得税が7%で個人住民税が3%。これは現行の制度は公平性や金融商品間の中立性の観点から、本来であれば20%の本則税率を適用、所得税15%、個人住民税5%の20%とすべきところですが、提案の説明の中でも申し上げたように、景気回復に万全を期すためということで、平成25年末まで2年間延長するというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから自由討論を行います。自由討議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから討論を行います。討論はございませんか。

7番 田利正文。

○7番（田利正文君） 先ほど質問させていただきました2点について、反対討論いたします。

一つは、罰則の強化ですけれども、もちろん国の決めた法律だからやむを得ないと言われればそのとおりですけれども、知ってしまった以上、言わないわけにはいかないという思いがありまして、発言をさせていただきます。

この間、申告漏れあるいは故意による申告漏れ、あるいは税を逃れようとする行動など、それはもちろんあるだろうと思います。それをよしとするものでもありませんし、そ

れはあってはならないことだと思います。

けれども、罰則を強化したからといってそれがなくなるのかということも、正直言って疑問を持っております。

そういう意味では、罰則を簡単に3万円から10万円に上げるというふうにするについては反対であります。

それからもう1点ですけれども、株式の配当、もしくは譲渡益に対する軽減税率、これも景気回復のためにという説明がありましたが、現状を見れば足寄に年間1億なり10億なりという株の配当、あるいは譲渡益を得ておられている方がいるのかどうか私はわかりませんが、そういう方に景気回復の期待をしても、軽減をすることによって景気回復を期待しても無理だということは今の現状の中でおわかりごとだと思うのです。そういう立場から、そのことについては反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 他に反対討論はございませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、賛成討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで討論を終わります。

これから議案第96号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 7番議員を除いて、他の議員は賛成でございます。全員起立でございます。

したがって、議案第96号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第97号

○議長（吉田敏男君） 日程第26 議案第97号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 堀井昭治君。

○福祉課長（堀井昭治君） ただいま議題となりました議案第97号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明いたします。

この条例につきましては、先に町長行政報告を行っておりますが、現在町内3地域で年間9カ月間の期間保育を実施しておりますへき地保育所について、3地域の運営委員会委員長連盟により、平成21年11月に通年保育に向けた要望書の提出がされ、これまで13回にわたり通年での開設、保育料のあり方、入所定員の妥当性等について地域協議を重ねてきた結果、全地域との合意ができたことから本定例会において条例の一部改正をお願いし、平成24年度から通年開設でのへき地保育所運営を目指すものであります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例。

足寄町へき地保育所条例。

昭和46年条例第12号の一部を次のように改正する。

第2条の表中、各保育所の定員について螺湾保育所40名を20名に、芽登保育所60名を20名に、上利別保育所30名を20名に改めるものであります。

第3条中、12月30日を3月31日に改める。

第6条中、別表に定めるを月額9,000円に改め、次のただし書きを加える。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、2人目は2分の1の額とし、3人目以降は無料とする。

第6条に、次の1項を加える。2、月の途中の入所のため在籍日数が1カ月未満である

場合の納入額は、その在籍が15日未満の場合は2分の1額とし、15日以上の場合は月額分を徴収する。別表を削る。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

以上で提案理由の御説明とさせていただきます。

なお、20ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号足寄町へき地保育所条例の一部を改正する条例の件は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 意見書案第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第27 意見書案第9号原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の御説明を求めます。

9番 井脇昌美君。

○9番（井脇昌美君） ただいま議題となりました、意見書案第9号につきまして、朗読をもって意見書の提出をさせていただきたいと思えます。

原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書でございます。

2011年3月11日に発生した、東日本大震災によって福島第1原子力発電所において大量の放射能が漏れ出す重大事故が発生しました。

発生後、時間が経過するにしたがって事故の深刻さが日に日に明らかになってきています。

1号機は事故直後から炉心溶融（メルトダウン）になっていたことが判明するなど、収束のめどさえたっていません。

そればかりか、放射能汚染被害が一層広範囲に広がり、深刻さを増してきています。

今なお、多くの人々が避難生活を余儀なくされ、困難に直面し続けています。

このたびの重大事故による地域住民、地域社会の被害は甚大であり、汚染による農林業、畜産業、漁業、関連産業等及び環境への影響は計り知れず、日本のエネルギー政策を見直すことが求められています。

第一に、原子力技術は未完成で危険な分野であることです。原子力発電所が稼働している限り、放射性廃棄物である使用済み燃料は出続けます。これを処理する方法が確立されておらず、各発電所内にあるプールに溜め置かれ、既にプール総量の7割が埋まっています。

第二は、日本は世界有数の地震地帯であり、日本に建っている原発で大地震、津波に見舞われる危険がないと断言できる原発は一つもないと言われてしています。

一たび事故を起こせば、日本社会は立ち行かなくなってしまう。

何十年、いやそれ以上の長きにわたって人々の生活、生存に影響を与え、地域社会の存亡に関わるのが原子力発電です。

国民は、原子力依存のエネルギー政策を改め、自然エネルギーへの計画的転換を図ることを求めています。

したがって、政府に対して以下のことを求めます。

1、国民が安心できる安全最優先の原子力政策に転換すること。

2、国民に限りある電力資源の実態を広報、啓蒙し、節電社会を推進すること。

3、原子力発電依存をやめ、太陽光、太陽熱、風力、火力、地熱、波力、潮力、バイオマスなど、自然エネルギー活用への計画的転換を図ること。

4、緊急時計画区域EPZの拡大を含め、原子力防災に関する指針の抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

御理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書の件を採決をします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第9号原子力発電依存から自然エネルギー活用への計画的転換を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第10号

○議長（吉田敏男君） 日程第28 意見書案第10号TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見書の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

5番 高道洋子君。

○5番（高道洋子君） ただいまの意見書案第10号TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見書につきましては、登録をもって提出を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

TPP協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見書。

野田総理大臣は、11月11日、TPP協定交渉参加に向けて関係国との協議を開始すると表明しました。

畑作、酪農、畜産などの農林水産業を基幹産業とする十勝において、関税撤廃を原則とするTPP協定が締結され、何ら対策がなされなかった場合には、農林水産業のみならず、食品加工業や運輸、観光等、関連産業を含め5,000億円を超える損失と、4万人の雇用が失われると予想される。

これは、十勝の地域経済の根幹を脅かすものであり、地域そのものが立ちゆかなくなるおそれがある。

また、日本の食糧自給率低下を招くことも懸念され、我が国の食料安全保障を根底から揺るがすことになる。

さらに、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる問題である。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長、国会議員もT P P協定を交渉への参加に反対、慎重な対応を強く求めている。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま交渉参加に向けた関係国との協議の開始と総理大臣が表明したことは、極めて遺憾である。

よって、国においてはT P P協定が地方の産業と国民生活に及ぼす影響などについて、十分な情報提供とあわせて、国民的な議論を行うとともに、引き続き道民、国民合意のないまま関税撤廃を原則とするT P P協定には参加しないことを重ねて強く要望する。

以上、地歩自治法第99号の規定により意見書を提出します。

御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから自由討議を行います。自由討議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで自由討議を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号T P P協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見書の件を採決をします。

この評決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第10号T P P協定交渉参加に向けた「関係国との協議開始」に関する要望意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月14日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午後 1時23分 散会